

# 学 則

医療法人共和会

## 1. 開講の目的

介護職に従事しようとする者が、必要な知識や技術を身につけ、利用者のニーズに応えられるような介護サービスが提供できる人材を育成する。

高齢者、障がい者の生活を支え、その質の向上を図り専門職としての倫理、技能をそなえた人材を育成し地域福祉に貢献することを目的とする。

## 2. 研修の名称

医療法人共和会 介護職員初任者研修 11 月コース

## 3. 実施場所

講義および演習

講義 共和病院 会議室 愛知県大府市梶田町 2 丁目 1 2 3 番地

演習 共和病院会議室およびC館 4 階調理室

## 4. 研修期間

11 月コース 令和 6 年 11 月 5 日から令和 6 年 12 月 26 日まで

(募集開始予定日 令和 6 年 9 月 6 日)

## 5. カリキュラム及び使用する機材

カリキュラム 日程表のとおり (別添 1)

使用する教材 「介護初任者研修テキスト (介護労働安定センター)」 (別添 2)

## 6. 講師指名及び職名

講師一覧のとおり (別添 3)

## 7. 研修の認定方法および免除科目

《研修終了の認定方法》

(1) 講義全出席 (出席簿による)

(2) 演習全出席 (出席簿による)

(3) 介護技術の習得が講師により評価され、最終段階での筆記試験による終了評価が所定の水準を超えるものであることが認定された者。

\* 評価は、理解度の高い順に A・B・C・D の 4 区分とし、C 以上で評価基準を満たしたものと認定する。

合格（認定）者には、修了証書と修了証明書（携帯用）を交付する。

認定基準（100点満点とする）

A＝90点以上、B＝80～89点、C＝70～79点、D＝70点未満

知識、技術等の習得状況を確認した結果、評価基準Dの場合は、必要に応じて補講等を行いレポート提出により再評価して基準に到達するように努める。

#### 《免除科目》

##### （1）特別養護老人ホーム等の介護職員等としての実務経験を有する者

対象者「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉委試験の受験資格に係わる介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号）別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に関わる介護等の業務の範囲等」に定める業務従事期間が365日以上であり、かつ180日以上介護等の業務に従事した者

免除できる科目：1. 職務の理解（6時間）

##### （2）平成25年4月1日以降に「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第2号に掲げる研修（以下「居宅介護従事者養成研修」という。）の2級課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

免除できる科目：7. 認知症の理解（6時間）を除く全科目

## 8. 募集時期

令和6年9月6日～令和6年10月31日

## 9. 受講資格

心身ともに健康で、訪問介護事業に従事しようとする者若しくは在宅、施設を問わず介護業務に従事しようとする者とする。

## 10. 受講定員

20名

## 11. 受講手続き

- （1）受講申込書の提出
- （2）本人が確認できる書類等の提示
- （3）受講料の納入

## 12. 本人確認の方法

- ・戸籍謄本、戸籍抄本、もしくは住民票の提示
  - ・マイナンバーカードの提示
  - ・在留カード等の提示
  - ・健康保険証の提示
  - ・運転免許証の提示
  - ・パスポートの提示
  - ・年金手帳の提示
  - ・国家資格を有する者については、免許証又は登録証の提示
- 上記公的証明書により確認しその記録、報告を行う。

### 13. 授業料、実習費など受講者が負担すべき費用

授業料 : 48,000円(税込、テキスト代込み)  
障害者委託訓練からの受講生については、授業料は無料  
再試験料 : 1,000円(修了試験不合格時)

### 14. 研修欠席者に対する補講の方法及び補講に関わる費用等の取扱い

欠席は全課程の1割以内とする。但しやむを得ず欠席した場合は、補講を受け同一内容の講義、演習を録画したビデオで学習し課題レポートを提出する。

### 15. 研修の延期・中止等の不慮の事態における養成研修の継続及び苦情に対する対応等

- (1) 研修が不慮の事態により延期の場合は、新たな日程を組み直し講座を開くものとし受講者に通知する。
- (2) 研修が不慮の事態により中止の場合は、研修生に授業料を払い戻す。
- (3) 苦情に対しては、医療法人共和会で窓口を設け対応する。

### 16. 個人情報の取扱いについて

当該研修で知り得た個人情報は、適切に管理し愛知県知事への報告以外は他に漏らさない。また、研修受講者が受講上知り得た個人情報の保持について十分留意するよう指導する。

### 17. 研修修了者名簿

研修修了者名簿は当法人で保管し、その写しは愛知県知事に提出し保管される。